## 保険証 更新お忘れなく

# 更新 国民健康保険被保険者証 お知らせ

を下記の日程で実施いたします。お忙しい時期ではありまもって有効期限が切れますので、被保険者証の交付(更新)現在お持ちの国民健康保険被保険者証は7月31日闲を すが、更新されますようお願いします。 **史新指定日に更新できない** 

台は、次の場所で交付します 宮原地区】 **i課 国民健康保険係** 

総合窓口係室原振興局

お持ちの人へお持ちの人へお持ちの人へ 認定証を8月 以降も引き続

興局総務振興課で申請をお願 証更新会場では行えませんの なお、認定証の申請は保険 健康福祉課または宮原振

変更されました国民健康保険税の上限額が

医療分

介護分

40~64歳) 後期高齢者支援分 お願い

請の手続きを行われますようき使用される場合は新たに申 平成25年度 平成26年度 以降 51万円 51万円 12万円 14万円 14万円 16万円

※上限額とは国民健康保険税賦課(課税)額の上限 のことです。国民健康保険税算定時にこの額を超え

まで

健康保険法施行令の一部を改平成26年4月1日から国民 本年度から表のとおり変更と 険税の上限額(賦課限度額)も に伴い、氷川町の国民健康保 正する政令が施行されたこと

た分については賦課されません。

### 国民健康保険被保険者証更新日程

☆持参するもの 1)印鑑 ②国民健康保険被保険者証(世帯全員分)

期日	時間	時 間 竜北地区 会場		宮原地区	会 場
	9 時~ 10 時	本山・中大野	中大野公民館	新村	新村公民館
7月16日(水)	10時30分~11時30分	迫	迫公民館	下 宮	下宮公民館
	13 時 30 分~ 14 時 30 分	笹尾・上高塚	ウォーキングセンター	宮園	宮園公民館
	15 時~ 16 時 吉本・下高塚 吉本公民館				
	9 時~ 10 時	高野道・北野津	野津交流館(ホール)	東上宮	まちつくり酒屋
7月17日(木)	10時30分~11時30分	西野津・北川	野津交流館 (ホール)	町	まちつくり酒屋
	13 時 30 分~ 14 時 30 分	河原・法道寺	法道寺公民館	西上宮	氷川町公民館
	9 時~ 10 時	沖塘・若洲	沖塘公民館	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館
7月18日金	10時30分~11時30分	西網道	西網道公民館	今	今公民館
	13時30分~14時30分	中網道	中網道公民館	早尾	早尾公民館
	9 時~ 10 時	東網道	東網道公民館	栫	栫公民館
7月22日(火)	10時30分~11時30分	新田	下新田公民館	原田	原田公民館
/ H 22 D(X)	13時30分~14時30分	北鹿野	竜北歴史資料館 (和室)	有佐	有佐公民館
	15 時~ 16 時	南鹿野	南鹿野公民館		
	9 時~ 10 時	島地・上鹿島	鹿島公民館	立神	立神公民館
7月23日(水)	10時30分~11時30分	下鹿島	農産加工研修センター	川上	川上公民館
/ 月 23 日(水)	13 時 30 分~ 14 時 30 分	柳の江・立石	健康センター(教養室)		
	12 时 20 八、14 时 20 江	反 甫	反甫公民館		

お問い合わせ先 健康福祉課 国民健康保険係 ☎52-5852 (直通) 宮原振興局 総務振興課 総合窓口係☎62-2312(直通)

### 一部負担金の割合 (病院などでの窓口負担割合)

同一世帯の後期高齢者 医療被保険者のうち、 市町村民税の課税所得  $\Rightarrow$ が145万円以上ある人

がいる世帯の被保険者 上記条件に該当しない

世帯の被保険者

 $\Rightarrow$ 

3 割

一部負担金の割合については

左のとおりです。

定しています。

の町民税の課税所得を基に判

での窓口負担)は、平成26年度

一部負担金の割合(病院など



### |外までです。| 現在お持ちの保険証(オレ しい保険証は水色です ンジ色)の有効期限は7月31 提供意思表示

日

限度額適用·標準負担額減額

の更新および新規申請手続きのお知らせ

「後期高齢者医療限度額適用•標準負担額減額認定証」

「後期高齢者医療被保険者証

(保険証)」更新のお知らせ

のためのシ ください。なお、個人情報保護 の意思表示欄があります 臓器提供の意思表示をする ールを担当窓口に ルペンで記入して

すると、

医療費負担の

月額が決

額認定証」を病院の窓口で提示

し、「限度額適用・標準負担額減

費が掛かる場合、事前に申請を

へが、外来や入院で、多額の医療

※①現役並み所得者とは

がある後期高齢者被保険者

4 5 万円

の課税所得

申請に必要なもの

• 後期高齢者医療被保険者証

世帯の全員が住民税非課税の

険証をお使いください

簡易書留で郵送いたしますの

保険証は、7月中に

8月1日からは新しい保

保険証の裏面には臓器提供

は健康福祉課へお問 用意しておりますので、詳しく い合わせ

更新が必要です

められた限度額までとなります。

降に各自で破棄してください

部負担金の割合

(オレンジ色)は、8月1日以

現在お持ちの保険証

が切れます。 ジ色)は7月3日凩で有効期限 現在お持ちの認定証(オレン

認定証」(オレンジ色)を7月中 者Ⅰ・Ⅱの人については、新しい らお使いくださ に郵送しますので、 限度額適用•標準負担額減額 所得区分が引き続き低所得 8 月 1  $\exists$ 

(	者の人は該当しません。 ※現役並み所得者、一般所得	さい。	局総務振興課へ申請をしてくだ	で、健康福祉課または宮原振興	この認定証が必要となりますの	または入院で受診される場合に、	証」をお持ちでない人は、外来	額適用•標準負担額減額認定	低所得者Ⅰ・Ⅱの人で、「限度	新しく申請される人は	らお使いください。	
						,		時 <i>0</i>		己負 ヲ額		
	現役並み所得者					円- 000		総医 )×	療費 1%			
	( \%.(1	71			ı							_

	入院時の自己負担 限度額(月額)	外来時の自己負 担限度額(月額)	入院時の食事代(1食当たり)		
現役並み所得者	80,100 円+ (総医療費 - 267,000 円) ×1%	44,400 円	260 円		
(※①)	4回目から44,400円				
一般所得者(※②)	44,400 円	12,000 円	260円		
低所得者  (※③)	24,600 円	8,000円	過去12か月で90日までの入院 210円		
	24,000 🗇	8,000 🗇	過去12か月で91日目からの入院 160円 (※⑤)		
低所得者 I (※④)	15,000 円	8.000 ⊞	100円		

以外の

 $\Diamond$ 

※⑤入院期間が90日を超えた ※④低所得者Ⅰとは、被保険 ※②一般所得者とは、現役並み 金収入のみの場合は、80万民税非課税で、世帯全員の 場合は、長期入院の 民税非課税の人(低所得者 ③低所得者Ⅱとは、被保険 得者Ⅰ以外の がいる世帯内の被保険者全 より食事代が1 者の属する世帯の全員が住 者の属する世帯の全員が住 所得者、低所得者Ⅱ、低所

お問い合わせ先 健康福祉課 国民健康保険係

6

0

申請に 円にな

☎52·5852(直通)